

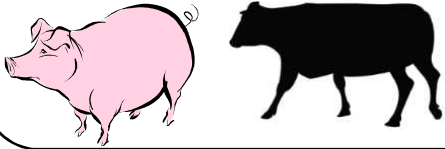
コリスチン製剤（動物用医薬品）は第二次選択薬になります。

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

コリスチンについて

畜産分野ではコリスチンは、動物用医薬品として、豚（4月齢以下）及び牛（6月齢以下）の細菌性下痢症の治療に使用されています*。

平成29年1月、食品安全委員会はコリスチンの薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価の結果を公表し、硫酸コリスチンが、家畜に使用された場合のリスクの程度は「中等度」であり、動物用医薬品としての使用について、より一層の慎重使用の徹底等のリスク管理措置の強化が必要と評価されました。



* 飼料添加物としてのコリスチンについては、指定を
取消し、使用を禁止します（平成30年7月1日）。

コリスチン製剤は第二次選択薬として限定的に使用しましょう。

コリスチン製剤のリスク管理措置の強化として、これまでに食品安全委員会が「中等度」と評価した医療上重要度の極めて高いフルオロキノロン製剤等と同様に、他の抗菌剤が効かなかった場合にのみ使用する**第二次選択薬に位置付けられます**（平成30年4月1日）。

コリスチン製剤については、第二次選択薬として、以下の事項に留意し、慎重使用を徹底し、薬剤耐性菌の出現防止に努めて下さい。

- **第一次選択薬*が無効の症例に限り使用**すること
- **薬剤感受性を原則確認し、投与は必要最小限の期間**にすること
- **定められた用法・用量を厳守**すること
- 定められた期間内であっても**反復投与は避ける**こと
- 投薬開始後**3日以内に治療効果を確認し、効果がみられない場合は獣医師の判断に基づき薬剤の変更等**を行うこと

* 第一次選択薬としては、牛・豚の「細菌性下痢症」を効能効果として承認されている抗菌剤の中で第二次選択薬とされていない抗菌剤を適切に選択・使用して下さい。

